

3 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする 三位一体改革の推進について

(総務省・財務省)

国庫補助負担金，地方交付税，税源移譲を含む税源配分の在り方に関する三位一体の改革は，「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権の観点から取組を進めるべきものであります。

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進めていくためには，国の関与を縮小するとともに，地方税財源の充実確保により，国庫補助負担金や地方交付税に過度に依存しない地方税財政制度を確立することが不可欠であり，このため，「国から地方への税源移譲」を三位一体改革に当たっての基軸とすることが是非とも必要であります。

しかしながら，本年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」においては，平成18年度までに概ね3兆円規模の税源移譲を目指すとされたものの，税源移譲につながる国庫補助負担金改革の具体案など先送りされている課題もあり，また，真の地方分権の実現に欠かせない平成19年度以降における改革については，継続の方針が示されたに過ぎず，具体的な工程は明らかにされておられません。

国におかれましては，個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築するという地方分権の理念に立ち戻り，地方の改革案の実現に向け，国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体改革を着実に推進，継続されるよう強く要望します。

要望事項

1 改革の推進

地方の改革案に沿った三位一体改革の具体化と平成 19 年度以降における更なる改革の継続

2 国から地方への税源移譲

地方への自主的，自立的な行財政運営の確立のため，国から地方への基幹税からの税源移譲の実現

3 国庫補助負担金の改革

(1) 地方の改革案を踏まえた，地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の見直し

(2) 地方への負担転嫁を伴わない，税源移譲と一体となった国庫補助負担金の廃止・縮減の確実な実施

4 地方交付税制度の改革

(1) 標準的な行政サービスの安定的提供のため，財源保障機能と財源調整機能を一体的に果たす地方交付税の所要額の確保

(2) 地方財政計画と決算における投資的経費のかい離と経常的経費のかい離の同時一体的是正など地方の実態を踏まえた地方交付税改革の実施

主な要望先：総務省（自治財政局財政課，調整課，交付税課） 財務省（主計局主計官）
京都市の担当課：理財局 財務部 主計課 担当課長 吉川雅則 TEL 075-222-3290

<京都市の取組・現状>

○指定都市共同による国等への主な提言

・「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」（平成 15 年 10 月）

・「『骨太方針 2004』を踏まえた三位一体改革の推進に関する指定都市の基本的な考え方について（提言）」（平成 16 年 7 月）

・「『三位一体の改革』に関する指定都市の提言」（平成 17 年 7 月）